

議事 1

平成24年度版

倉敷の環境白書  
(概要版)

倉敷市

# ◆目次

## 第1章 倉敷市の環境行政と概況

1 環境に関する市民の関心.....	2	ページ
2 環境行政経費.....	2	
3 自然条件・人口・産業.....	3	

## 第2章 環境施策の推移

1 身近な自然の保全.....	4	ページ
2 水質汚濁の防止.....	7	
3 大気汚染の防止.....	14	
4 騒音・振動の防止.....	19	
5 化学物質による汚染状況.....	21	
6 公害苦情等.....	22	
7 廃棄物減量とリサイクルの推進.....	23	
8 地球温暖化対策.....	25	
9 環境教育・環境学習の推進.....	27	

※本文中の**太字**\*については、各表題の後半に用語解説を掲載しています。

# 第1章 倉敷市の環境行政と概況

## 1 環境に関する市民の関心

### 環境についての市民アンケート調査結果

倉敷市第二次環境基本計画に掲げる目標値の平成23年度の達成状況の把握のため、平成24年1月に、市民3,500人(回答者数1,639人)に対して、市民の方が感じている身近な環境についての満足度や重要度を把握する市民アンケート調査を実施しました。結果は次表のとおりです。

#### ◆市民アンケート調査結果

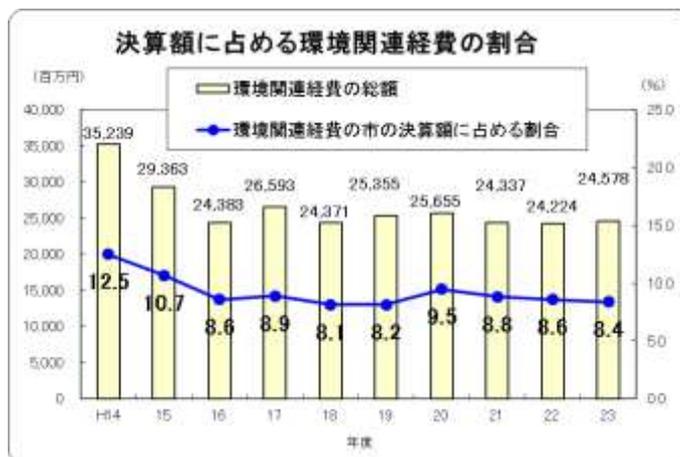
項目名	重要※1	満足※2
①多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	6.7	7.7
②まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します	7.1	18.6
③瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	7.2	10.2
④環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します	4.8	3.4
⑤良好な水環境の保全に努めます	11.3	10.6
⑥クリーンな大気環境の保全に努めます	11.8	8.0
⑦安心・安全な生活環境の実現に努めます	13.0	8.0
⑧生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します	5.1	9.0
⑨廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます	5.6	9.6
⑩温室効果ガス削減の取組を推進します	4.4	3.1
⑪地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します	5.9	4.1
⑫環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします	3.6	2.9
⑬次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	13.4	4.8

※1 重要:重要と回答した方の割合(%) ※2 満足:現状で効果が上がっていると回答した方の割合(%)

## 2 環境行政経費

### 市決算額に占める環境関連経費の割合

近年、本市の決算額に占める環境関係経費の総額は概ね横ばいですが、環境関連経費の総額は次第に減る傾向にあります。良好な環境を維持していくためには、多くの経費が必要ですが、限られた予算のなかで、より大きな成果が得られるように事業を推進していきます。



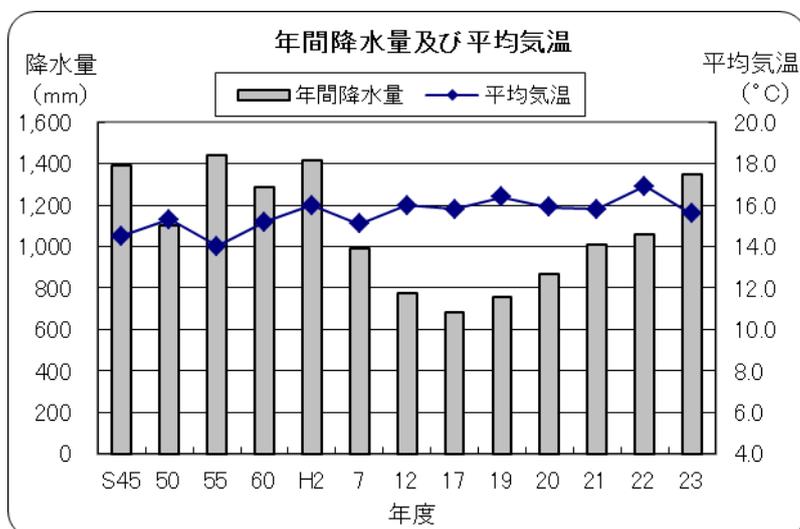
### 3 自然条件・人口・産業

倉敷市は、岡山県の南部、備中平野のほぼ中央、瀬戸内海に面した高梁川の河口に位置し、高梁川の河口から広がった干拓地と、その結果、陸続きになったかつての島々からなっています。

古くから瀬戸内海に開く海運都市であり、その周辺地域には、農業・水産業・繊維産業などが栄えました。現在は水島臨海工業地帯を有する重化学工業都市として、また、伝統的建造物群のある文化観光都市として歩んでいます。

#### (1) 気象

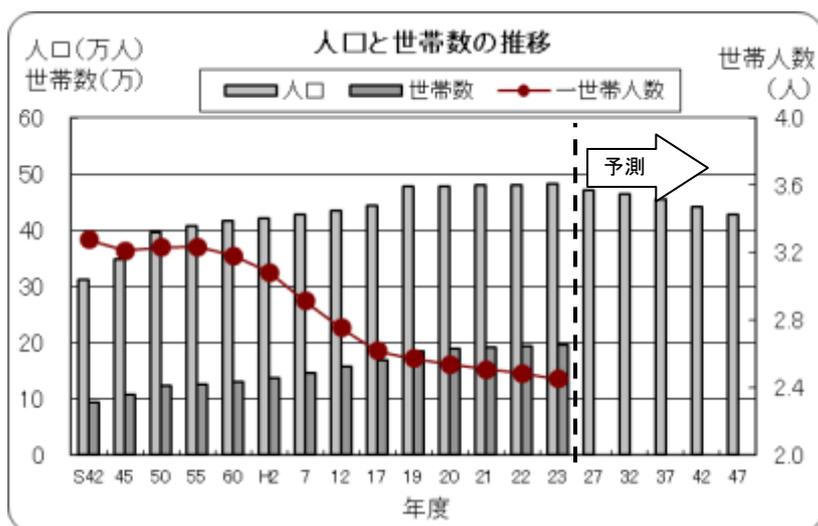
年間を通しておだやかで、晴天日数が多い瀬戸内海式気候に属しています。降水量は 1,000mm 前後で梅雨と台風の時期に集中し、その他の時期は少ないことから、夏季に雨が少ない年には、渇水になることがあります。(出典:倉敷市統計書)



#### (2) 人口と世帯数

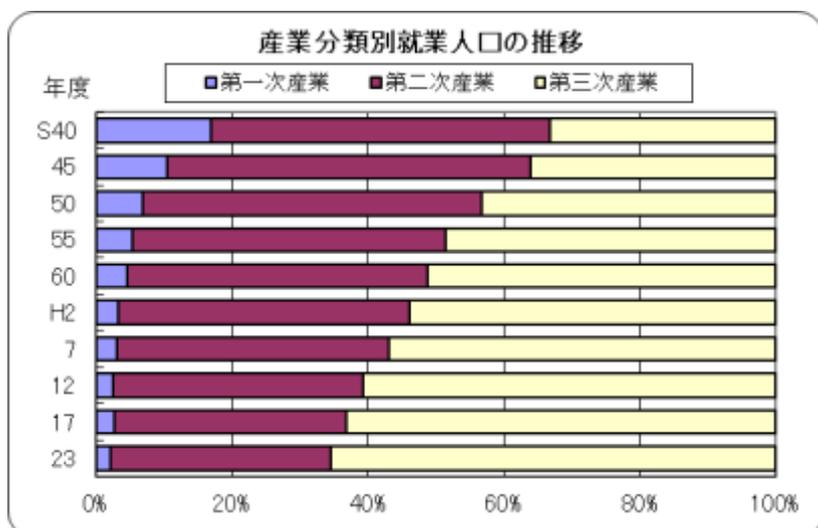
本市の人口は、平成 17 年の船穂町・真備町との合併により約 47 万人となり、現在約 48 万人です。

また、本市の人口推移は、平成 20 年度の国立社会保障・人口問題研究所の調査にて、徐々に減少していくと予測されています。



#### (3) 産業構造

昭和 45 年には 50%を超えていた第二次産業就業人口も全国的な産業構造の変化とともに減少し、サービス業等の第三次産業就業人口が増加しています。(出典:国勢調査)



## 第2章 環境施策の推進

### 1 身近な自然の保全

本市は、岡山県の西部を流れる県内3大河川の一つである高梁川両岸に開けた広い平野部と、北部から北西部に連なる丘陵地帯からなり、南は瀬戸内海に面しています。おだやかな気候に恵まれ、恵み豊かな自然と、それと一体となった都市環境は、多種多様な動植物を育てています。

多種多様な動植物が生息している健全な環境は、私たちヒトを含むすべての生命が存立する基盤であり、将来にわたって暮らしの安全性を保証します。また、食文化、工芸、祭りなど、豊かな文化の根源となるものです。

市域の**生物多様性\***の保全と、自然と私たちヒトとの共生を目指して、倉敷市環境基本計画の基本目標の一つである「環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を目標に掲げ、さまざまな取り組みを行っています。実行計画として平成23年度に「倉敷市自然環境保全実施計画(くらしきネイチャープラン2011～2020)」を策定し、次の事業を実施しています。

#### ◆倉敷市の自然環境の特徴◆

植生は照葉樹林帯に位置していますが、農耕、炭焼き等による過去の伐採によって**二次林\***のアカツ林及びコナラ、アベマキ林が多くを占めています。

記録されている**維管束植物\***は約1,450種類です。

動物については、哺乳類が約20種確認されており、大型獣ではイノシシ、中型獣ではキツネ、タヌキ、小型獣ではノウサギ、イタチなどが生息しています。

鳥類は約230種が確認されています。

両生類・ハ虫類では27種が確認されており、ナゴヤダルマガエル(ダルマガエル)、カミサンショウウオなど希少な種も生息しています。

淡水魚類は約70種が確認されており、スイゲンゼニタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコなど希少な種も生息しています。

昆虫類は約2,800種、クモ類は約150種が確認されています。



#### 用語解説

##### ■生物多様性

地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物が生息しています。生物多様性とは、地球上に生息している微生物から昆虫、植物、動物、人間にいたるまでのすべての生物の間にある「個性」(＝違い)と「つながり」(＝関連性)をさす言葉です。生き物はそれぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりあっています。

##### ■二次林

伐採や山火事などで森林が破壊されたあとに成立した森林をさす言葉です。マツの仲間などのように、明るい場所を好む樹木や、切り株から芽を出して成長するコナラ、アベマキなどの林が多いです。

##### ■維管束植物

維管束とよばれる、物質を通す管状組織を有する植物の総称です。シダ植物及び種子植物(裸子植物、被子植物)のことです。

## (1)希少野生生物の保護

倉敷市は多様な自然環境に恵まれ、多くの野生生物が生息しています。その中には、全国的にも希少な種が含まれています。しかし、水辺に生息している種を中心に、人為的な改変等により、その個体数を減らしている状況にあります。

これらの種の保護のためには、生息地の保全のみならず、餌となる生き物を含めた生態系全体の保全が必要です。また、近年では、外来生物の移入などによる生態系への影響も危惧されており、外来生物の生息状況等の把握も必要となっています。

### ◇市内の希少野生動植物

「岡山県版レッドデータブック 2009 掲載種のうち、倉敷市内に記録のある種は以下のとおりです。

分類群	
動物	ほ乳類(21種)
	鳥類(67種)
	ハ虫類(6種)
	両生類(14種)
	淡水魚類(43種)
植物	維管束植物類(138種)
	コケ植物類(6種)

※ 上記表中の種数については、市内において生息の確認があり、少なくとも1つ以上の報告書等から生息についての記録が確認されている種や、岡山県内に生息するが、極めて少なく、市町村情報だけでも生息地が特定され、採集のおそれが高い、あるいは、十分な情報が得られていないとして、生息地情報が非公開とされている種を含みます。



ナゴヤダルマガエル  
(ダルマガエル)



スイゲンゼニタナゴ

## (2)外来生物

市内には**外来生物法\***の**特定外来生物\***に指定されているヌートリア、オオクチバスをはじめ、多くの外来生物が生息しています。

平成20年度には特定外来生物のセアカゴケグモ、ハイロゴケグモが市内で初めて、玉島E地区で確認されました。これらのクモは神経毒をもち、咬まれると人体に影響があるため、発見現場の施設所有者である岡山県と駆除作業を行うとともに、協力して周辺住民に対する注意喚起を行いました。

また、平成22年度には特定外来生物のアライグマの生息が市内で初めて確認されました。平成21年度から22年度に渡って実施した外来生物調査の結果について、平成22年11月には自然保護監視員、市民、関係自治体職員、倉敷市職員を対象に報告会を開催しました。

◆市内で確認された特定外来生物一覧

分類群	種名	種類数	
動物	ほ乳類	ヌートリア、アライグマ	2
	鳥類	ソウシチョウ*	1
	ハ虫類	カミツキガメ*	1
	両性類	ウシガエル	1
	魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ	3
	昆虫類	確認例なし	0
	クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ	2
	甲殻類	確認例なし	0
	軟体動物	確認例なし	0
植物等	植物	オオキンケイギク、オオハングウソウ*、ナルトサワギク、オオカワジシャ*、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキグサ*、アゾラ・クリスタータ	9
	計		19

\*ソウシチョウ、カミツキガメ、オオハングウソウ、オオカワジシャ、ボタンウキグサについては、倉敷市外来生物調査の聞き取り調査及び新聞報道などによる確認記録である。その他は、倉敷市外来生物調査の現地調査及び過去の確認記録である。



セアカゴケグモ



アライグマ



オオキンケイギク



アゾラ・クリスタータ



ウシガエル

用語解説

■外来生物法、特定外来生物

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止しすることを目的とする法律で、正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則として禁止しています。国外からの特定外来生物の侵入防止、国内の特定外来生物の拡散防止を図るものです。

## 2 水質汚濁の防止

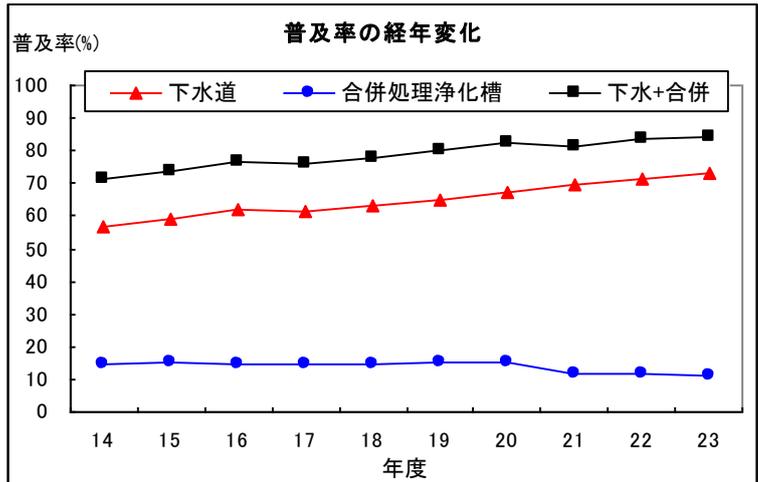
良好な水辺環境、健康で安心して暮らせる環境づくりのためには、河川などの良好な水質を保全することが不可欠です。

倉敷市では、公共用水域測定計画に基づいて、河川 18 地点、海域 21 地点で水質調査を実施しています。それぞれの調査地点は、次頁の市内の水質測定点のとおりです。(高梁川下流地区の高梁川霞橋、川辺橋、真備地区の小田川福松橋は国土交通省が調査)

### (1) 生活排水の処理形態別人口及び水洗化率

下水道等の普及により、河川に流れ込んでいた生活排水が下水処理場できれいに処理されるため、市内の各河川の水質はおおむね改善されてきています。

倉敷市における下水道普及率等の推移は、右のグラフのとおりで、平成 23 年度末現在で下水道普及率は 73.0%、**合併浄化槽普及率\***は 11.4%となっています。



### 用語解説

#### ■合併処理浄化槽

家庭や事業場などに取り付ける汚水処理装置のことで、トイレの汚水(し尿)と風呂や台所の汚水(生活雑排水)を併せて処理を行うものです。なお、トイレの汚水のみを処理する装置のことを単独処理浄化槽と呼んでいましたが、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽として認められなくなりました。

### (2) 河川の水質の状況

河川などの公共用水域は、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。環境基準には、**健康項目\***と**生活環境項目\***があり、生活環境項目は、河川の利用目的に応じて類型ごとに環境基準が設定されています。

この生活環境項目のうち、有機物による汚濁の代表的な指標である **BOD\***の**環境基準達成率\***は、次の表のとおりです。平成 23 年度は全ての地点で環境基準値を達成していました。

#### ◆市内河川における BOD の環境基準達成率の推移

(単位: %)

河川名(地区名)	類型	環境基準 (mg/l)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
高梁川下流 (高梁川下流地区)	B	3 以下	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
倉敷川(倉敷地区)	C	5 以下	75	100	100	100	100	100	100	100	100	100
里見川(玉島地区)	D	8 以下	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小田川(真備地区)	B	3 以下	—	—	—	—	100	100	100	100	100	100
河川全体	—	—	86	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## 用語解説

### ■健康項目(水質)

環境基本法の人々の健康の保護に関する環境基準に指定されている項目を指します。カドミウム、全シアンなどの 27 項目が指定されています。これらの物質は高濃度で急性毒性があるだけでなく、低濃度で慢性毒性や発ガン性などを有するものもあります。

### ■生活環境項目(水質)

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指します。河川ではpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、また海域ではpH、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分)の項目があります。

### ■BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の比較的分解されやすい有機物が溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。この数値が高いと水が汚れていることとなります。

### ■環境基準達成率(水質)

水質生活環境項目に係る環境基準の達成率は環境基準があてはめられている水域ごとに以下の方法で算定します。

#### ◇BOD及びCOD

環境基準達成率(%) = 75%値が環境基準値を満足した地点数 / 測定地点数 × 100

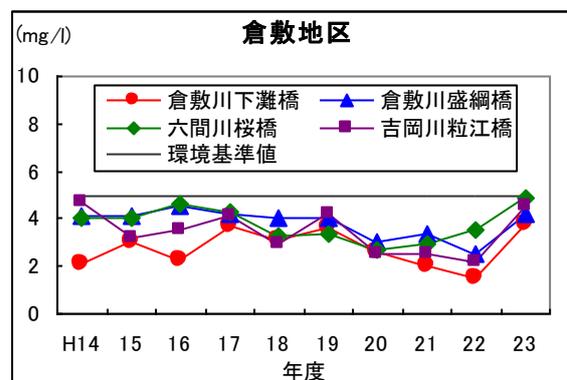
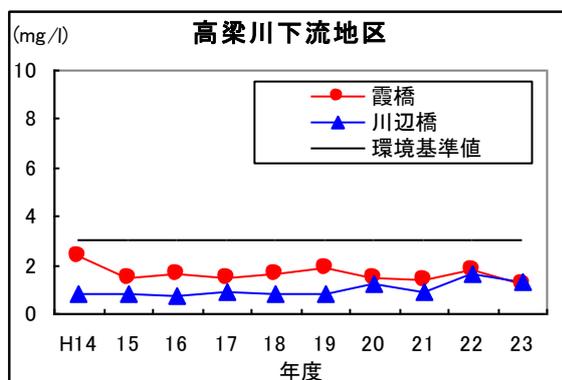
#### ◇全窒素及び全リン

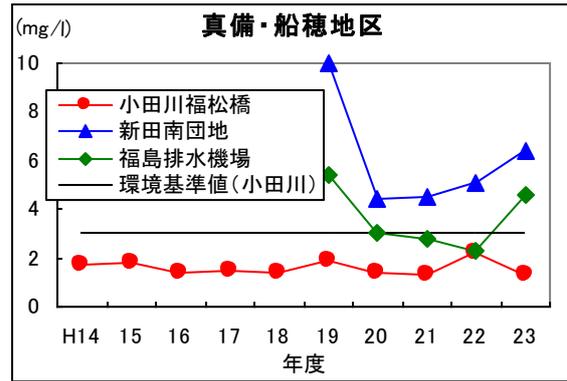
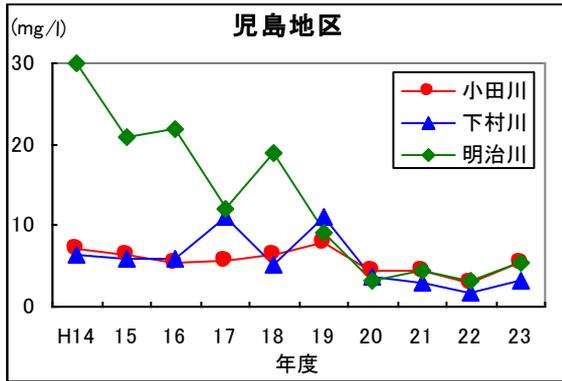
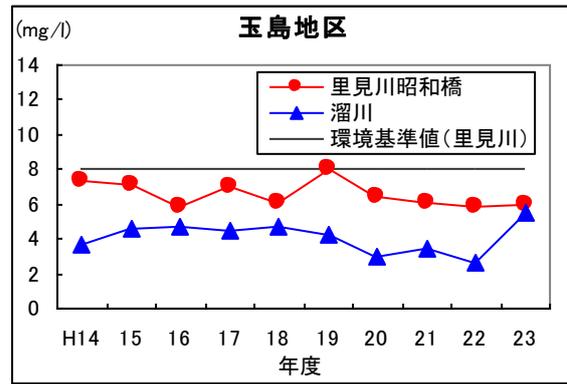
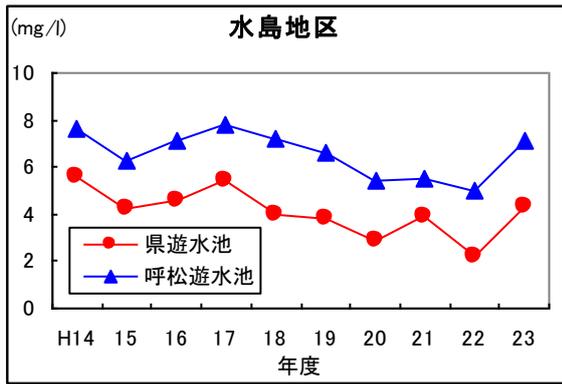
環境基準達成率(%) = 年間平均値が環境基準値を満足した地点数 / 測定地点数 × 100

注)75%値とは、年間の日平均値のデータを小さいものから順に並べ、  
(0.75 × データ数) 番目のデータをいいます。

## ◆各地域におけるBODの経年変化(75%値)

河川におけるBODの過去10年間の推移は、下水道の普及した地域を中心に改善の傾向が見られます。各地域におけるBODの経年変化は、次のグラフのとおりです。

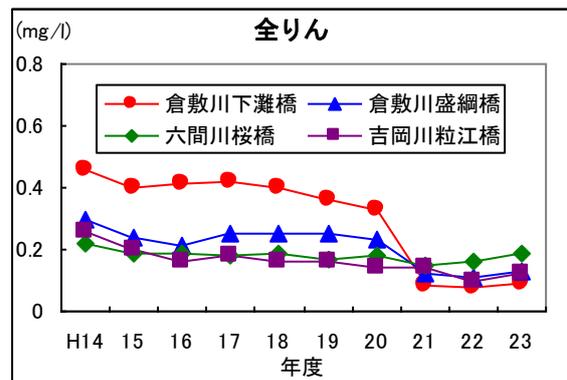
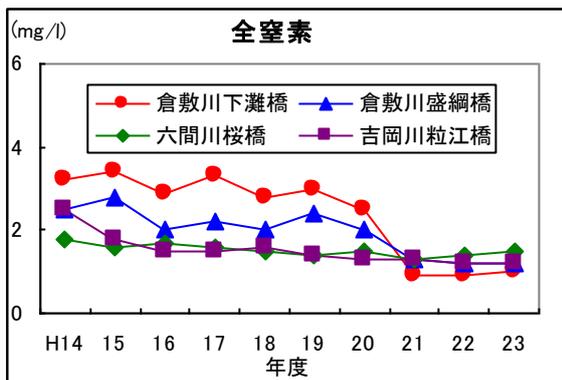




◆各測定点における全窒素及び全りん の経年変化

湖沼法の指定湖沼である児島湖へ流入する倉敷川の**全窒素\***及び**全りん\***の濃度は、下水処理場排水の改善などにより低下しています。

各測定点における全窒素及び全りんの経年変化は、次のグラフのとおりです。



用語解説

■全窒素、全りん

水中に含まれる窒素やりんは、様々な化合物形態で存在しており、それらの各形態を合わせたものを全窒素及び全りんといいます。

全窒素や全りんは、ともに富栄養化現象やプランクトン異常発生などの原因物質であるために総量規制対象項目として指定されるなど、様々な計画によって低減対策が進められています。

### (3) 海域の水質の状況

海域においても、生活環境項目の環境基準が利用目的に応じてA類型、B類型、C類型に指定され、水の汚れの指標である COD などの環境基準が設定されています。また、**赤潮\***が発生するなど富栄養化の原因物質となる全窒素及び全りんについても利用目的により類型指定され、下表のとおり環境基準が設定されています。

#### ◆各海域における類型と環境基準

海域名	COD		全窒素		全りん	
	類型	環境基準 (mg/l)	類型	環境基準 (mg/l)	類型	環境基準 (mg/l)
水島地先海域(乙)	A	2 以下	Ⅱ	0.3 以下	Ⅱ	0.03 以下
児島地先水域	A		Ⅱ			
水島地先海域(甲)	B	3 以下	Ⅱ	0.6 以下	Ⅲ	0.05 以下
水島港区	C	8 以下	Ⅲ	0.3 以下	Ⅲ	0.05 以下
玉島港区	C		Ⅱ		Ⅱ	

#### 用語解説

##### ■赤潮

主として植物プランクトンの異常繁殖により、海水が赤褐色になる現象です。養殖魚類などに被害を発生させることがあり、富栄養化が原因の一つです。

なお、各海域の環境基準点におけるCODの環境基準達成率は、下の表のとおりであり、年度により変化はありますが、海域全体では改善傾向がみられます。

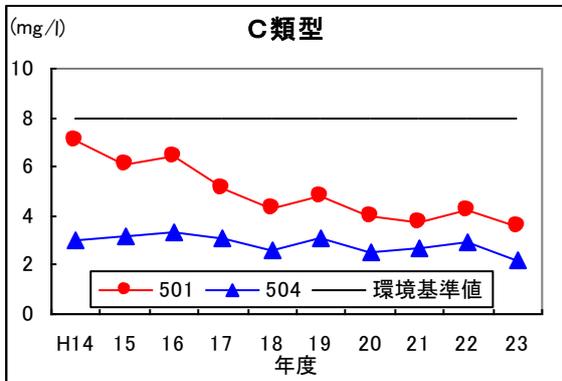
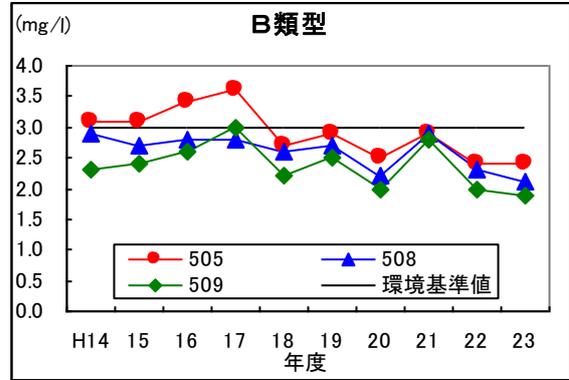
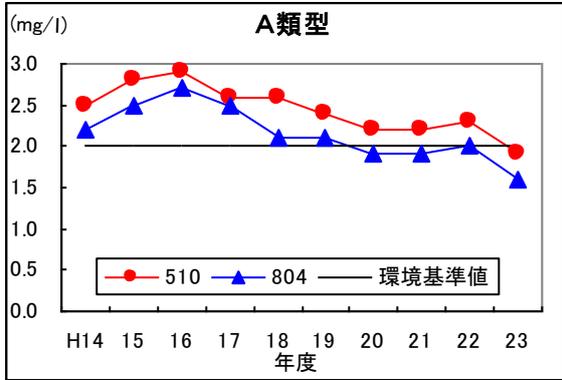
#### ◆各海域におけるCODの環境基準達成率の推移

(単位: %)

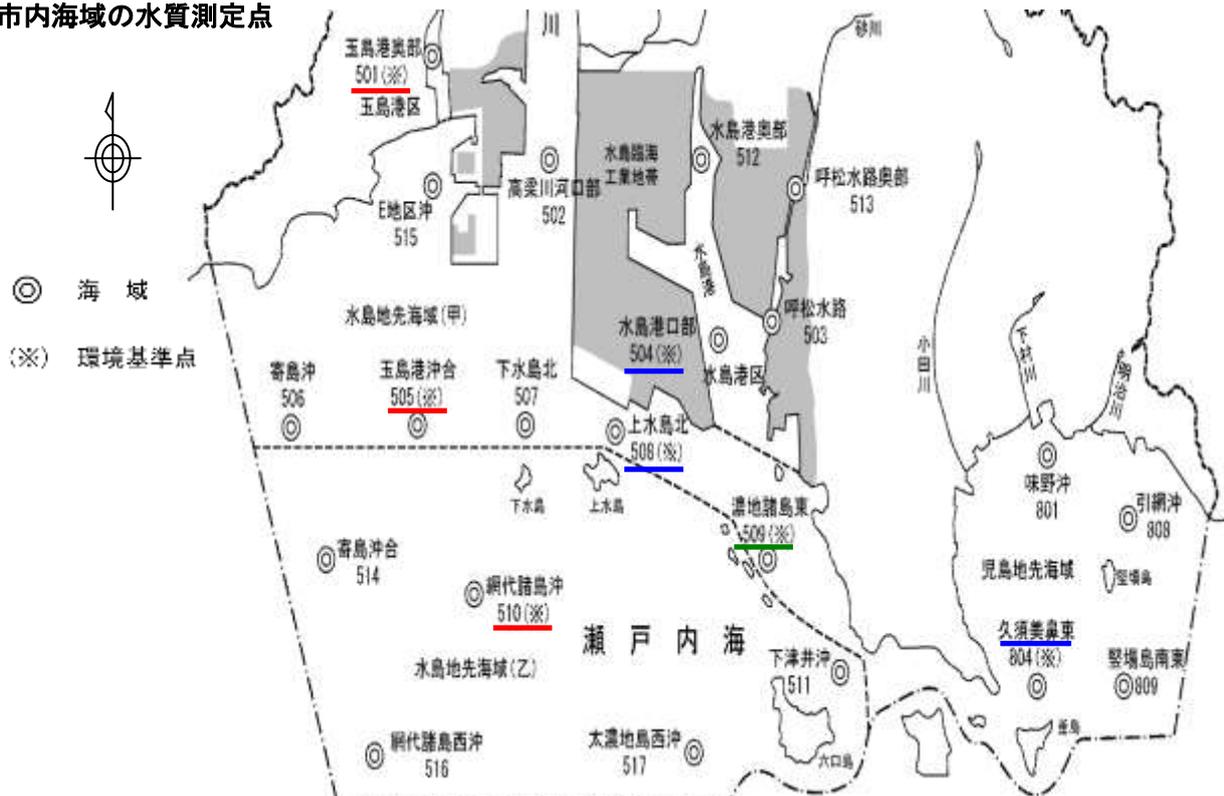
海域名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
水島地先海域(乙)	0	0	0	0	20	60	20	40	40	100
児島地先海域	25	0	0	0	100	75	100	100	100	100
水島地先海域(甲)	57	71	29	43	100	86	71	100	86	100
水島港区	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
玉島港区	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
海域全体	48	48	33	38	81	81	71	86	81	100

◆各類型におけるCODの経年変化(75%値)

海域におけるCODの過去15年間の調査結果の推移は、次のグラフのとおりであり、類型別の達成率は、沿岸部に近い水島地先海域で改善傾向がみられました。



市内海域の水質測定点

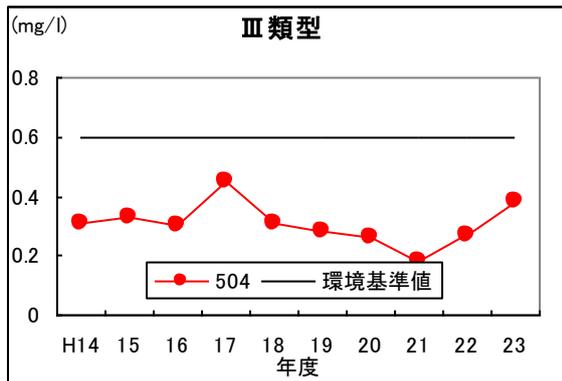


### ◆各類型における全窒素及び全りん濃度の経年変化

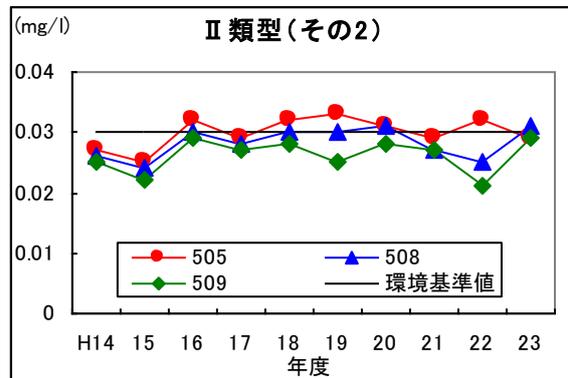
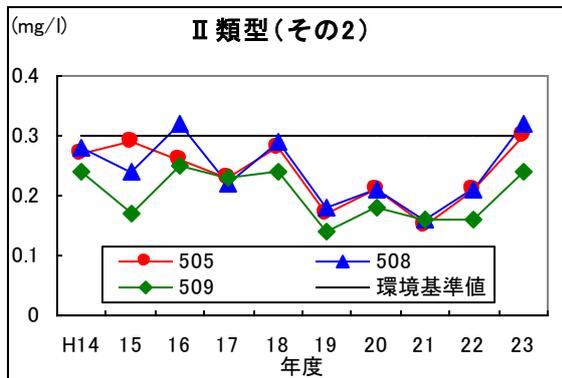
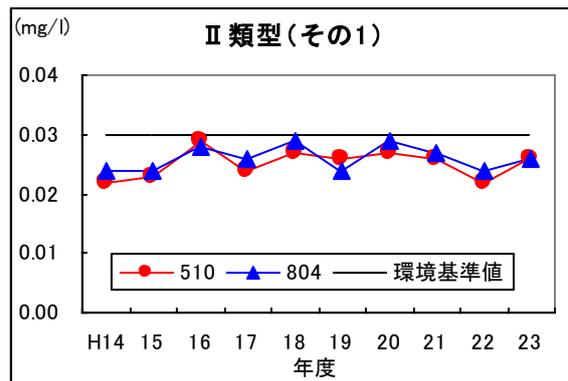
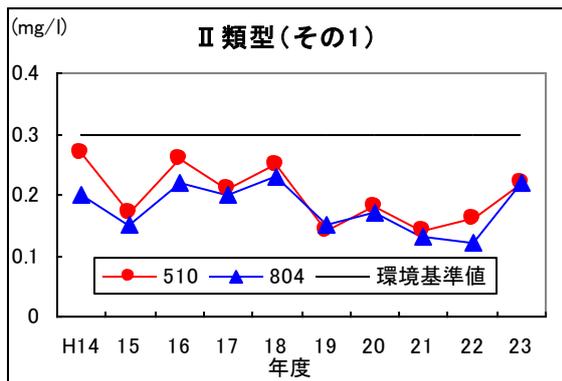
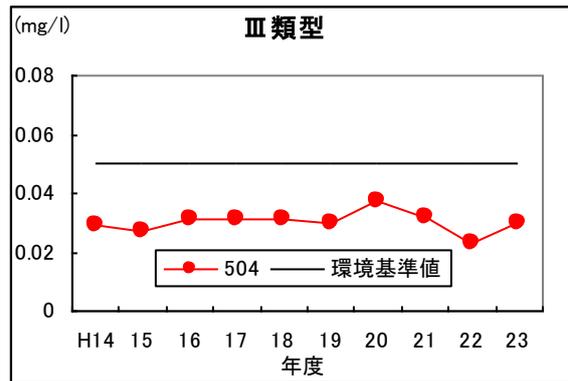
瀬戸内海は、赤潮が発生するなど富栄養化の傾向がみられるため、その原因物質となる全窒素、全りんの環境基準が利用目的に応じて、Ⅱ類型、Ⅲ類型に指定され、環境基準が設定されています。

COD、全窒素及び全りんの濃度の経年変化を見ると、CODは緩やかな減少傾向がうかがえますが、全窒素と全りんはおおむね横ばいの傾向にありました。各類型における全窒素及び全りんの濃度の経年変化は、次のグラフのとおりです。

各類型における全窒素の経年変化



各類型における全りんの経年変化

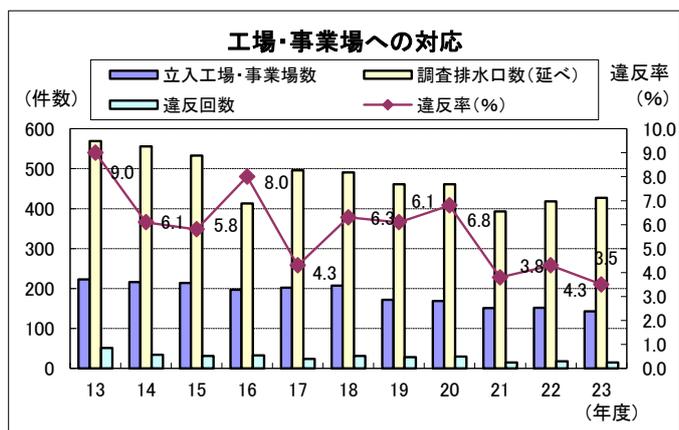


#### (4) 工場・事業場への対応

全国一律に定められた排水基準や岡山県が業種や排水量などに応じて定めた**上乘せ排水基準\***をもとに、工場・事業場への指導を行っています。

また、水島コンビナートの企業などとは、**環境保全協定\***を締結し、これに従って監視・指導を行っています。

工場・事業場への対応及び違反率等の推移は右のグラフのとおりです。



#### 用語解説

##### ■上乘せ排水基準

都道府県が水質汚濁防止法で定める全国一律の排水基準では十分でない場合と判断した場合に定める更に厳しい基準のことです。

##### ■環境保全協定(公害防止協定)

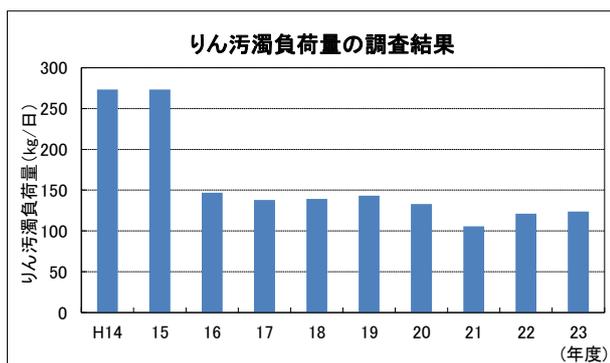
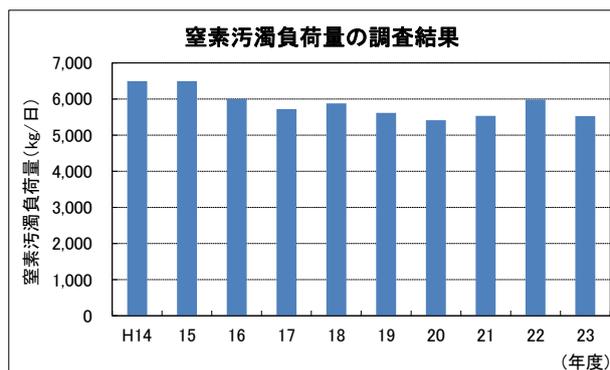
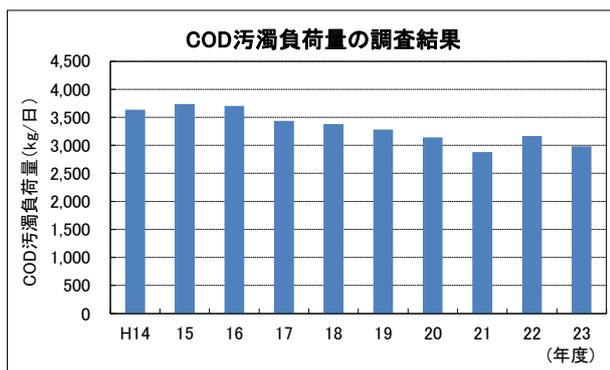
公害防止のひとつの手段として地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいいます。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるものです。

#### (5) 総量規制対象事業場における汚濁負荷量

工場・事業場が集中して立地し、水質汚濁物質の排出総量が多いため環境基準の達成が困難な地域において、環境基準を達成することを目的として、工場全体からの水質汚濁物質の排出総量を規制しています。

工場・事業場等からの排水量が日量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場には、COD、窒素及びりん汚濁負荷量の総量規制が適用されており、排出する水質汚濁物質の増加対策に努めています。

COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の経年変化は下のグラフのとおりです。



### 3 大気汚染の防止

倉敷市の環境問題は、昭和 40 年代の水島臨海工業地帯を中心とした産業型の公害に、自動車の排出ガスによる大気汚染や小規模事業場からの騒音・振動、生活排水による水質汚濁といった都市・生活型公害も加わってきました。また、人体に与える化学物質の影響がより詳しくわかるようになっており、この有害化学物質への対応も進める必要があります。

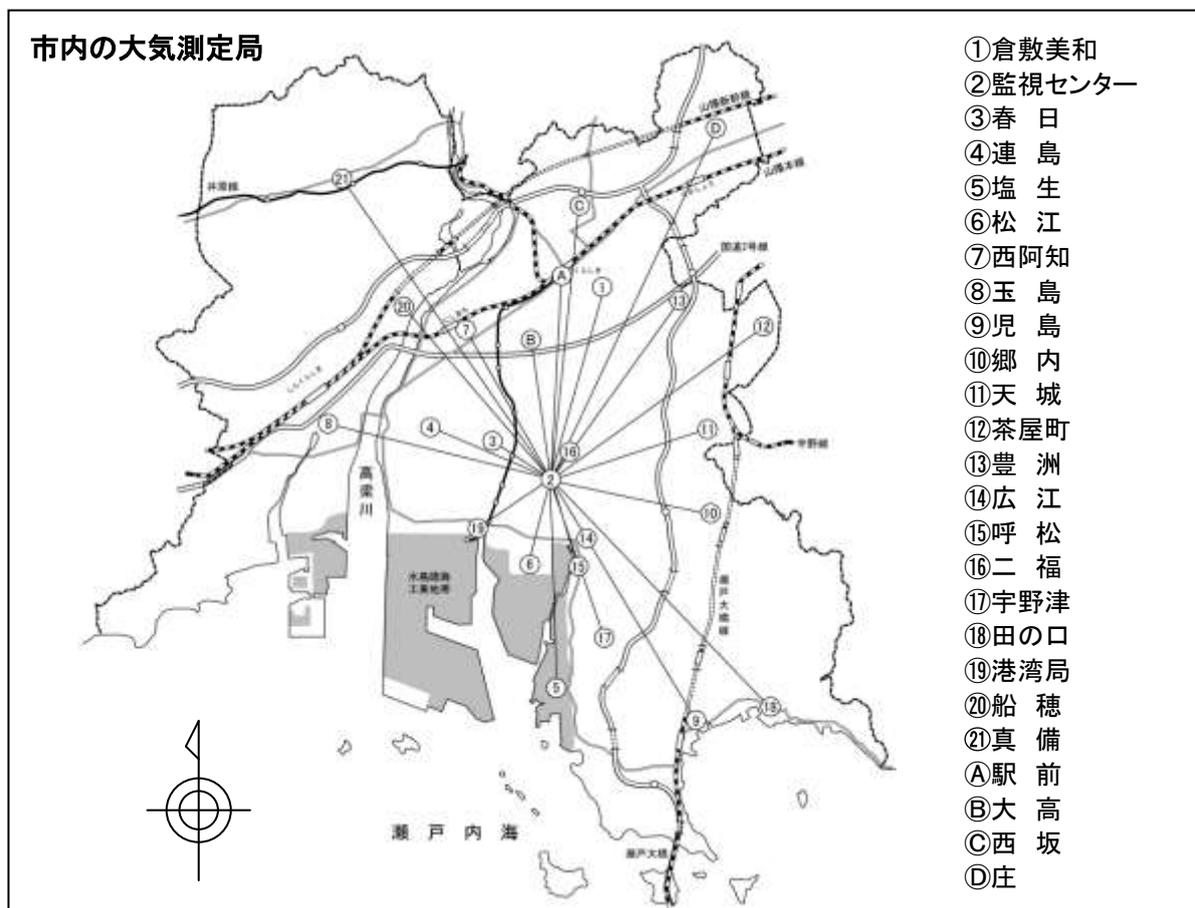
こうした状況のなかで、倉敷市では市民の健康を守り、安心して暮らせる環境を維持していくために、現状の把握を行い、様々な対策を実施しています。

#### (1)大気汚染状況の監視

市内の大気環境状況を調べるため、倉敷市では 25 ヲ所に大気測定局を設置しており、測定データは、**テレメータシステム\***により倉敷市環境監視センターに送られ、24 時間大気汚染を監視しています。

なお、大気測定局には、**一般大気測定局\***(①～⑳)と**自動車排出ガス測定局\***(A～D)があります。

(平成 24 年 3 月 31 日時点)



#### 用語解説

##### ■テレメータシステム

遠隔地にある自動測定機器で測定したデータを、電話回線や無線を利用して中央監視室に送信、制御するシステムです。

## 用語解説

### ■一般環境大気測定局

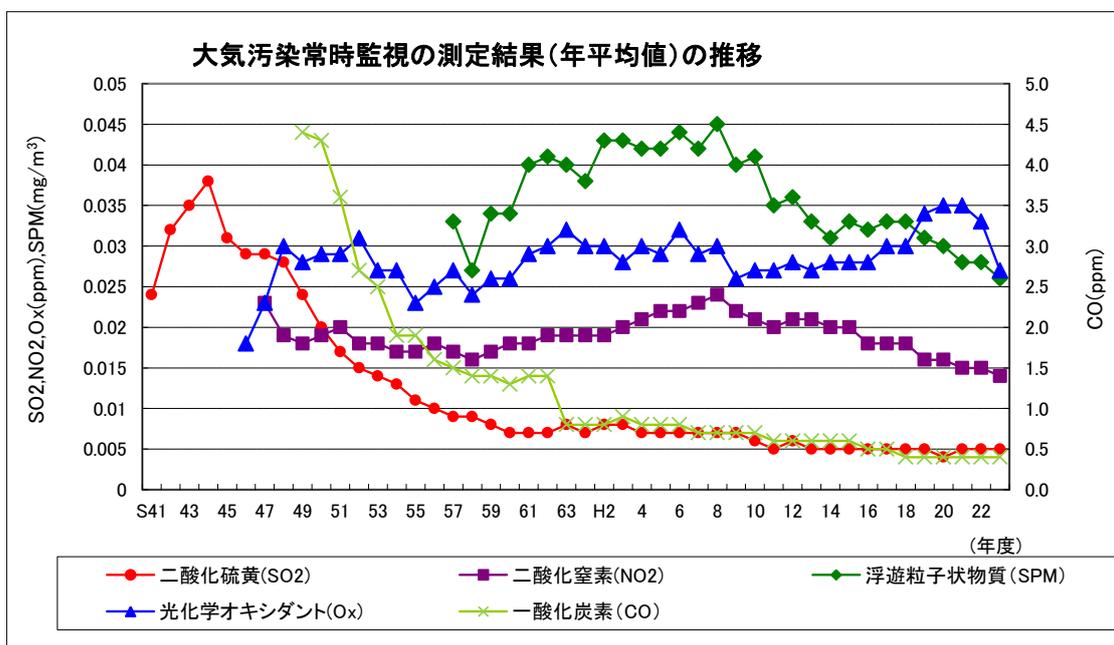
大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するものを一般環境大気測定局といいます。

### ■自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、渋滞などにより著しい汚染が生じるおそれがある区域において、大気中の自動車排出ガスの状況を把握するために、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局といいます。

## ◇自動測定機による大気環境の監視

二酸化硫黄\*及び二酸化窒素\*、浮遊粒子状物質\*、光化学オキシダント\*、一酸化炭素\*の大気汚染常時監視の測定結果(年平均値)の経年変化は、下のグラフのとおりです。



## 用語解説

### ■二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)は、「硫黄酸化物」(SO<sub>x</sub>)の一種で、「亜硫酸ガス」と呼ばれることもあります。空気より重い無色の気体で、腐った卵に似たにおいがします。硫黄分を含む重油・石炭などの燃料が燃えるときに発生します。昭和40年代には、環境中の濃度が高く、大気汚染物質の主役でした。しかし現在では、燃料に含まれる硫黄の濃度の低下や、脱硫装置の設置などで環境中の濃度は大きく低下しています。

### ■二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)は、「窒素酸化物」(NO<sub>x</sub>)の一種で、赤褐色の空気より重い気体です。工場のボイラーや自動車のエンジン、家庭のガスコンロなどを使うと必ず発生します。

窒素酸化物は、紫外線により非メタン炭化水素と光化学反応を起こして、光化学オキシダントを発生させます。

### ■浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒の直径が0.01mm以下のものをいいます。大きさが非常に小さいため、軽く、すぐには落下せず大気中を浮遊します。工場・事業場、自動車、船舶などで使われる燃料が燃焼する過程で、すす等として発生するほか、自動車の走行によって地上から舞い上がることもあります。一方、自然界でも、黄砂や火山灰等により発生します。

## 用語解説

### ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NOx)と炭化水素(HC)が太陽光線の中に含まれる紫外線を受けて、光化学反応をおこし、生成するオゾン、アセトアルデヒドなどをまとめて光化学オキシダントといいます。主成分はオゾンです。大気中で雲や霧のようなスモッグと呼ばれる状態になり、光化学スモッグといいます。

高濃度になった場合には、人の目やのどを刺激したり、植物にも影響を与えるといわれています。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしています。

また、岡山県では光化学オキシダント濃度が特に上昇する期間を「岡山県大気汚染防止夏期対策期間」と定め、光化学オキシダント濃度の監視を強化しています。

### ■一酸化炭素(CO)

一酸化炭素(CO)は、無色無臭の空気よりやや軽い気体です。ものが燃えるときに、不完全燃焼をすることで発生します。

一酸化炭素は呼吸で体内に取り込まれると、血液中で酸素を運搬するヘモグロビンと強力に結びつき、酸素の運搬を阻害してしまいます。そのため、酸欠状態になり死亡することもあります。主な発生源は自動車であり、環境基準が定められています。

## ◇大気汚染常時監視結果における環境基準達成率

大気汚染常時監視の測定結果における、それぞれの大気汚染物質の環境基準の達成状況は、次の表のとおりです。平成 23 年度は光化学オキシダントと浮遊粒子状物質について環境基準を達成していませんでした。なお、浮遊粒子状物質の達成率の悪化に関しては、5 月に飛来した黄砂が原因と考えられます。

## ◆大気汚染常時監視結果における環境基準達成率の推移

(単位: %)

大気汚染物質	測定局	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
二酸化硫黄	環境	100	100	100	100	100	94.4	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊 粒子状物質	環境	21.4	92.9	85.7	100	14.3	100	100	100	26.7	6.7
	自排	0	100	100	100	0	100	100	100	100	0
光化学 オキシダント	環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自排	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
一酸化炭素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

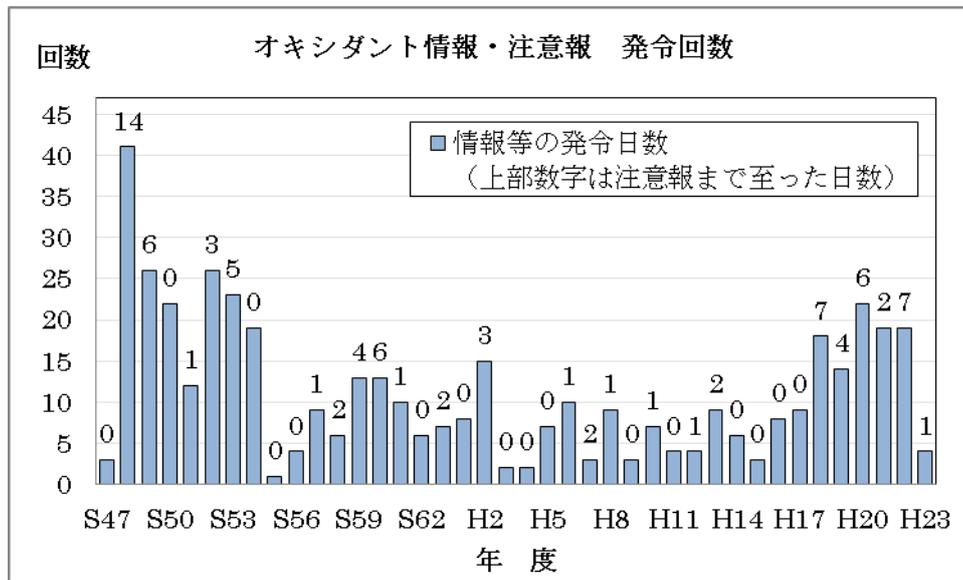
※ 環境: 一般環境大気測定局、自排: 自動車排出ガス測定局

## (2)岡山県大気汚染防止夏期対策期間

大気汚染物質のうち、光化学オキシダントがすべての測定局で環境基準を超えている状況が続いています。倉敷市では、岡山県が定める「岡山県大気汚染防止夏期対策期間」において、光化学オキシダント濃度の監視を強化しています。

光化学オキシダント濃度が上昇したときには、「オキシダント情報・注意報」を発令し、FM放送やインターネット、電子メールを通じて発令状況を周知するとともに、学校等に連絡して被害が出ないように注意を促しています。

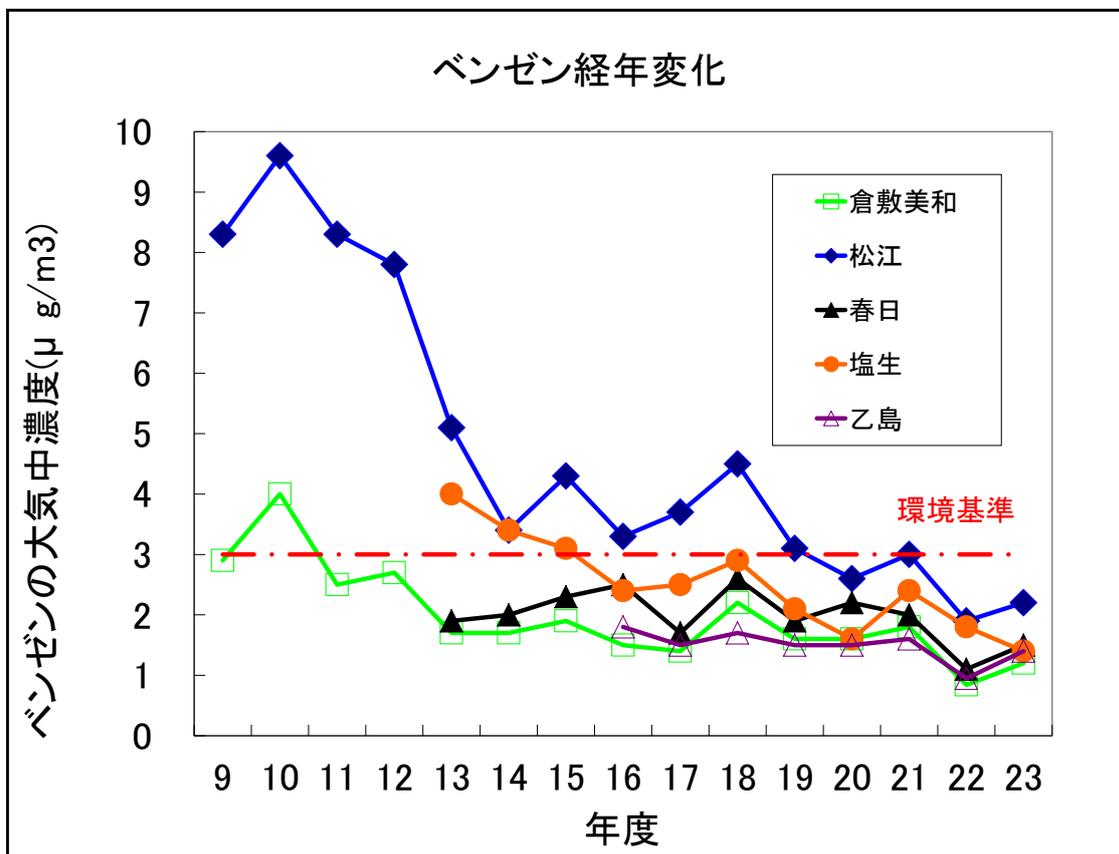
近年、光化学オキシダント濃度は上昇傾向にあり、また発令回数も増加傾向にありましたが、平成 23 年度の情報の発令回数は 4 回、そのうち 1 回が注意報の発令となり、前年度より減少しました。



### (3) 有害大気汚染物質(ベンゼン濃度)の測定結果

倉敷市では、倉敷美和局、松江局、春日局、塩生局、乙島東幼稚園の 5 ヲ所**有害大気汚染物質\***の調査を実施しています。

市内の有害大気汚染物質である**ベンゼン\***濃度の経年変化は、右のグラフのとおりです。平成 20 年度以降、全測定局で環境基準( $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )を達成しています。



## 用語解説

### ■有害大気汚染物質

従来の硫黄酸化物などの大気汚染物質のような急性毒性はないものの、微量でも継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で、ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除いたものです。

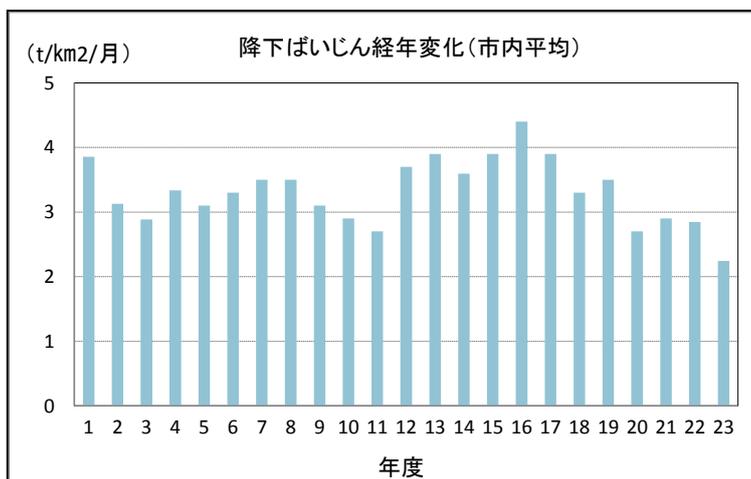
有害大気汚染物質に該当する可能性のある 234 物質のうち 22 物質が、優先取組物質として指定されています。特にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質については、早急な抑制の必要があり、環境基準が定められています。

### ■ベンゼン

特徴的な臭気のある無色透明な液体で揮発性や引火性が高く、取扱には注意が必要です。さまざまな化学物質の原料として多方面の分野で使われており、ガソリンなどに含まれています。

## (4)降下ばいじんの測定結果

市内の粉じん対策のための状況把握を目的として、**降下ばいじん**\*量の測定を市内 19 ヲ所において実施しています。降下ばいじんの経年変化は、右のグラフのとおりです。



## 用語解説

### ■降下ばいじん

ばいじんとは、燃料の燃焼などに伴い発生する粒子状物質のことです。このうち大気中に排出されたばいじんや地表より舞い上がったちり、ほこりなどの粒子状物質のうち比較的大きいものが、重力や雨によって地上に降下したものを降下ばいじんといいます。

## 4 騒音・振動の防止

騒音と振動は、人々の感覚や心理に影響を与えるもので、毎年多くの苦情や相談が寄せられています。倉敷市では、この問題解決のため、工場・事業場に対する指導や**環境騒音\***の状況を把握することにより、その改善に努めています。

### (1) 騒音規制法及び振動規制法による特定施設の届出状況

**騒音規制法\***及び**振動規制法\***に基づく**特定施設\***の設置等の届出の受理及び審査を行っています。

特定施設を設置している工場等に対して苦情が発生した場合には、測定を行い、規制基準が守られているか確認するなど苦情発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を行っています。

平成 23 年度末現在の騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の設置工場数及び届出施設数は、下表のとおりです。

	工場等数	施設数
騒音規制法	627	7,104
振動規制法	344	4,498

### 用語解説

#### ■環境騒音

環境騒音とは、主に交通騒音、生活騒音等、私たちが生活する場所から発生する複合した騒音の総称のことです。

#### ■騒音規制法

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものです。

#### ■振動規制法

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものです。

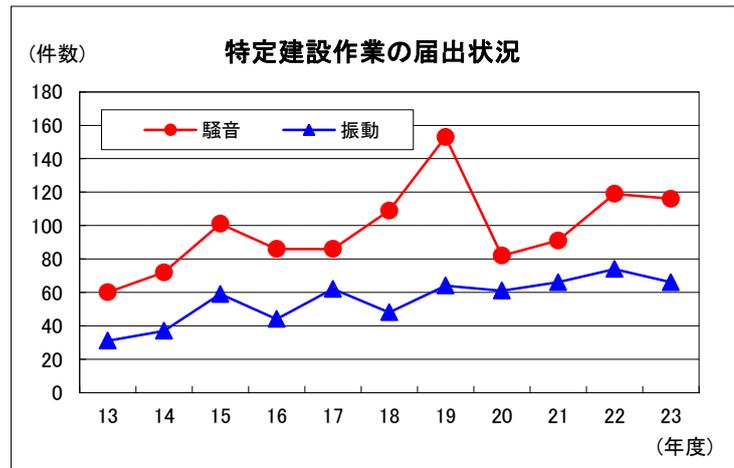
#### ■特定施設

大気汚染防止法では「特定物質を発生する施設」、水質汚濁防止法では「有害物質を含む又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められています。

## (2) 騒音規制法及び振動規正法に基づく特定建設作業の届出状況

建物解体等などの**特定建設作業\***について、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出を受けています。

また、届出が提出された際には、騒音・振動の防止について届出者に指導を行っています。



### 用語解説

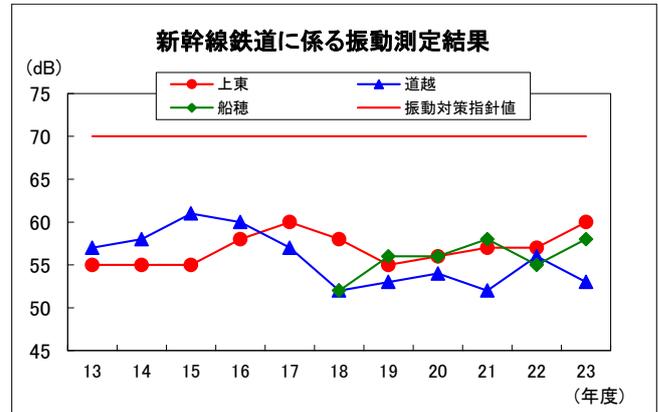
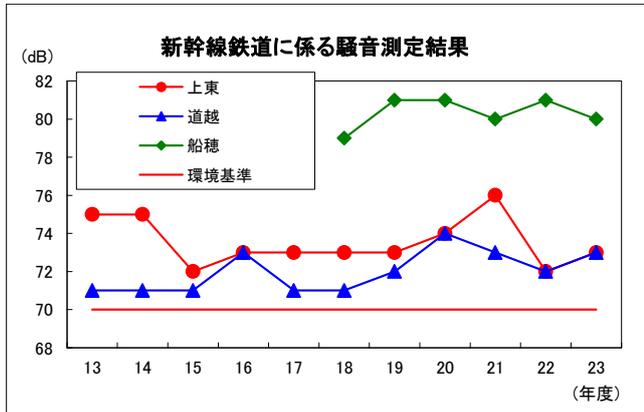
#### ■ 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業と政令で定められたもの。作業実施の7日前までに届出が必要です。

## (3) 新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果

新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び**振動対策指針値\***の達成状況を把握するために、市内3地点において騒音・振動を測定しています(調査地点の船穂については、平成18年度より実施)。

新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果は、次のグラフのとおりです。



騒音の測定結果については、3地点とも基準値を超過していたため、JR西日本に対して早期の騒音対策を要請しました。

### 用語解説

#### ■ 振動対策指針値

新幹線鉄道の列車走行に伴い発生する振動について、その振動レベルが著しく、緊急に振動源・障害防止対策を講じるべきとされる値で、70dBとしています。

## 5 化学物質による汚染状況

### (1) 河川ダイオキシン類の調査結果

河川のダイオキシン類については、市内 9 地点(霞橋については、国土交通省が調査)において、水質及び底質の調査を継続して実施しています。平成 12 年度から平成 23 年度の間では、環境基準は達成されており、調査結果は次表のとおりです。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
水質の 濃度範囲	0.084	0.058	0.079	0.078	0.073	0.077	0.086	0.040	0.10	0.056	0.076	1 以下
	~ 0.50	~ 0.26	~ 0.26	~ 0.91	~ 0.51	~ 0.27	~ 0.45	~ 0.45	~ 0.31	~ 0.36	~ 0.38	
底質の 濃度範囲	1.6	1.5	1.9	0.25	1.1	0.59	0.85	1.1	0.89	1.2	1.2	150 以下
	~ 130	~ 69	~ 54	~ 75	~ 46	~ 45	~ 40	~ 140	~ 31	~ 27	~ 28	

(水質の濃度単位:pg-TEQ/l、底質の濃度単位: pg-TEQ/g)

### (2) 海域ダイオキシン類の調査結果

海域のダイオキシン類については、市内 8 地点において、水質及び底質の調査を継続して実施しています。平成 13 年度から平成 23 年度の間では、環境基準は達成されており、調査結果は次表のとおりです。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
水質の 濃度範囲	0.030	0.072	0.067	0.061	0.045	0.018	0.063	0.064	0.029	0.022	1 以下
	~ 0.085	~ 0.12	~ 0.15	~ 0.096	~ 0.055	~ 0.047	~ 0.17	~ 0.18	~ 0.096	~ 0.081	
底質の 濃度範囲	0.21	0.11	0.37	0.20	0.10	0.16	0.12	0.13	0.16	0.12	150 以下
	~ 7.4	~ 12	~ 7.7	~ 9.1	~ 14	~ 14	~ 14	~ 12	~ 13	~ 17	

(水質の濃度単位:pg-TEQ/l、底質の濃度単位: pg-TEQ/g)

### (3) 地下水ダイオキシン類の調査結果

地下水のダイオキシン類については、毎年度実施地区を変えながら、市内 2 地点において調査を実施しています。平成 13 年度から平成 23 年度の間では、環境基準は達成されており、調査結果は次表のとおりです。

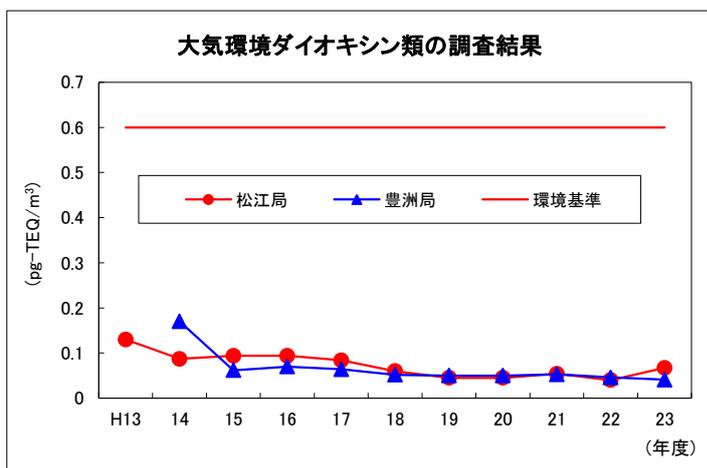
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
濃度 範囲	0.018	0.120	0.065	0.065	0.043	0.019	0.019	0.059	0.060	0.025	1 以下
	~ 0.130	~ 0.067	~ 0.044	~ 0.019	~ 0.019	~ 0.070	~ 0.064	~ 0.029	~ 0.029	~ 0.029	

(水質の濃度単位:pg-TEQ/l、)

### (4) 大気環境ダイオキシン類濃度の測定結果

松江局及び豊洲局での大気環境ダイオキシン類濃度の経年変化は、右のグラフのとおりです。測定開始以来、両地点で環境基準を達成しています。

平成 12 年 1 月 15 日施行のダイオキシン類\*による環境汚染の防止及びその除去等を目的とした法が整備され、発生源規制と環境監視を行っています。



## 用語解説

### ■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素の付く位置と数によってPCDDは75種類、PCDFは135種類、またコプラナーPCBは十数種類の物質があり、そのうち、毒性があるとみなされるのは29種類です。

### ■TEQ(毒性等量)

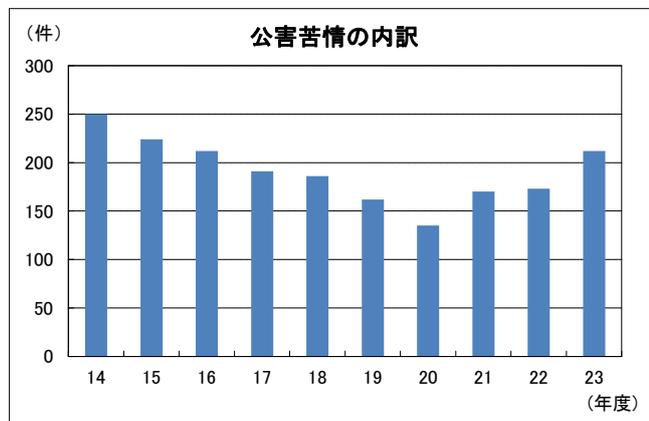
ダイオキシン類の毒性の強さを表すもので、ダイオキシン類の中でもっとも毒性の高い2,3,7,8-TCDD(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのひとつ)の毒性を1として換算したすべてのダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

## 5 公害苦情等

### 公害苦情の対応について

公害に関する苦情は、市民の日常生活に密着していて、市民の環境に対する要求を強く反映しています。公害苦情の内訳としては「大気汚染」に関するものが、例年多くみられる傾向があります。

倉敷市では、地域生活環境の保全の観点から、苦情や相談に対し、すみやかに現地調査を行い、当事者に必要な指導や助言を行うよう努めています。



### ◆公害苦情の内訳

(単位: 件)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
大気汚染	114	87	106	85	67	39	33	61	71	70
水質汚濁	58	55	41	31	51	39	53	41	33	42
土壌汚染	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1
騒音	25	26	21	29	27	45	19	24	31	45
振動	3	3	2	1	1	6	3	3	3	9
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	35	26	19	23	16	13	9	10	19	19
その他	15	27	23	22	21	20	18	31	16	26
計	250	224	212	191	186	162	135	170	173	212

## 7 廃棄物減量とリサイクルの推進

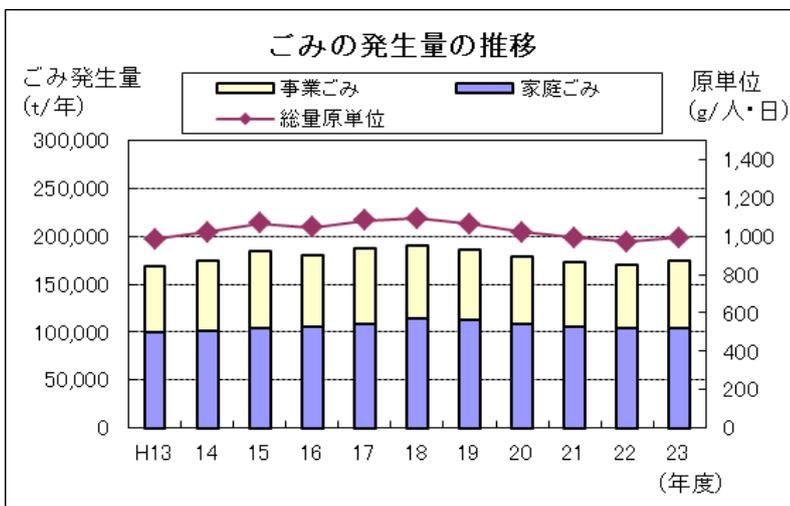
ごみの大量発生は、限りある資源のむだづかいになるだけでなく、処分に伴う環境への悪影響も心配されます。また、埋立をするための処分地の確保も困難な状況となっています。このため、できる限りごみを減らし、リサイクルを行うなど資源を有効に利用できる仕組み作りが必要になっています。

### (1) ごみの発生量の推移について

ごみの発生量(家庭ごみ、事業ごみ)は、下の表及びグラフの示すとおりです。ごみの発生量は、平成 17 年度の船穂町、真備町との合併に伴い増加しましたが**総量原単位**\*で見ると、緩やかな減少傾向にありましたが、平成23年度は災害ごみの発生や大型店舗の開店等があり、減少傾向だった排出量が5年ぶりに増加しました。

#### ◆ごみの発生量の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業ごみ (t/年)	79,157	73,617	79,157	75,191	78,500	76,172	73,685	69,909	67,940	66,659	70,056
家庭ごみ (t/年)	104,582	101,279	104,582	105,249	109,028	114,064	112,177	108,734	105,443	103,445	104,247
総量原単位 (g/人・日)	1,257	1,129	1,257	1,235	1,191	1,211	1,177	1,128	990	970	991



### 用語解説

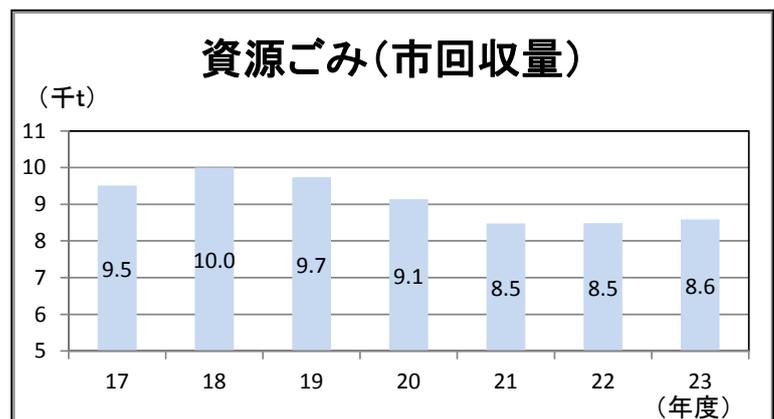
#### ■ 総量原単位

総量原単位とは、市民一人一日当たりのごみの排出量を示します。

### (2) 5種14分別収集について

ごみの減量・リサイクルと適正処理また焼却施設・最終処分場の寿命を延ばすために、平成 11 年 7 月から市内全域で 5 種分別収集を行っており、資源ごみの細分化を含めると現在 14 分別を行っています。

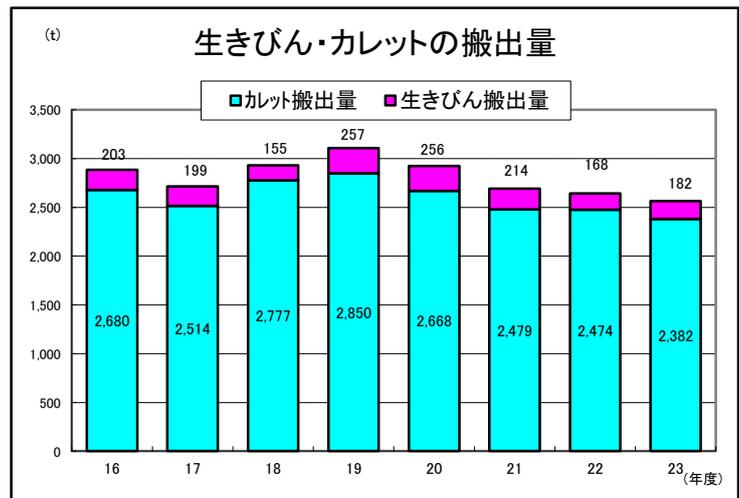
燃やせるごみの中に紙・布等の、まだ資源化できるごみが混入している状況があります。



### (3) 生ビン・カレットの搬出量の推移について

倉敷市資源選別所では、5種14分別収集によって収集したガラスびんから、生びん（一升びん、ビールびん等のリターナブルびん\*）の回収及びガラスの色別の選別（透明、茶、緑、その他）を行い、カレット（ガラスを細かく砕いたもの）にして再使用、再利用化を行っています。

また、真備地区は総社広域環境施設組合（総社市・倉敷市）の吉備路クリーンセンターで再使用、再利用化を行っています。



### 用語解説

#### ■リターナブルびん

回収して何度も再使用するびん。あきびんを回収後、洗浄し、再び中身を詰めて出荷されます。びんのまままで再使用されるため、廃棄物にならないだけでなく、原料としてリサイクルするより環境に与える負荷が少なくなります。

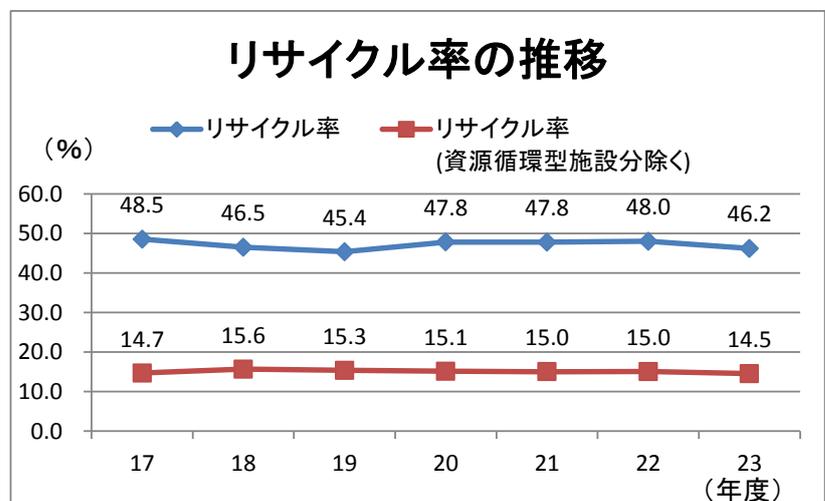
昔から、一升びんやビールびん、牛乳びんなど多くのリターナブルびんが使われてきましたが、近年では、利便性に優れたペットボトルや紙容器におさされて、使用割合が下がっています。このため軽量化や規格の統一によって、リターナブルびんの普及推進が行われています。

### (4) リサイクル率の推移について

平成23年度のリサイクル率は、46.2%と高いレベルとなっています。

この要因は、平成17年4月から倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス(株)）が本格稼動を開始し、家庭から収集したごみを資源化処理していることによるものです。

倉敷市では、この施設を有効に活用するとともに、更なる分別の徹底等により、資源化量を増大させ、リサイクル率の向上を目指していきます。



## 8 地球温暖化対策

地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨・熱帯雨林の減少など地球的規模の環境問題は、倉敷市だけの取り組みで解決できる問題ではありません。しかし、その原因は私たちの生活と密接に結びついていますので、一人ひとりが毎日の生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を続けていかなければなりません。

また、地球温暖化防止の対策を行っていくには、省エネルギーの推進とともに化石燃料から脱却し、新エネルギーの導入促進を図っていくことが必要不可欠です。

### (1) 温室効果ガス排出量

本市では市域全域の温室効果ガス削減計画「クールらしきアクションプラン」で、「2007年度を基準年として、2020年度に温室効果ガス排出量を12%削減する」という中期目標を設定しています。

基準年の2007年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、3,957万トン-CO<sub>2</sub>で、そのうちの81%が産業部門からの排出になっています。日本全体の産業部門の割合は36%であり、水島コンビナートを抱える本市の特徴を表す排出構造となっています。

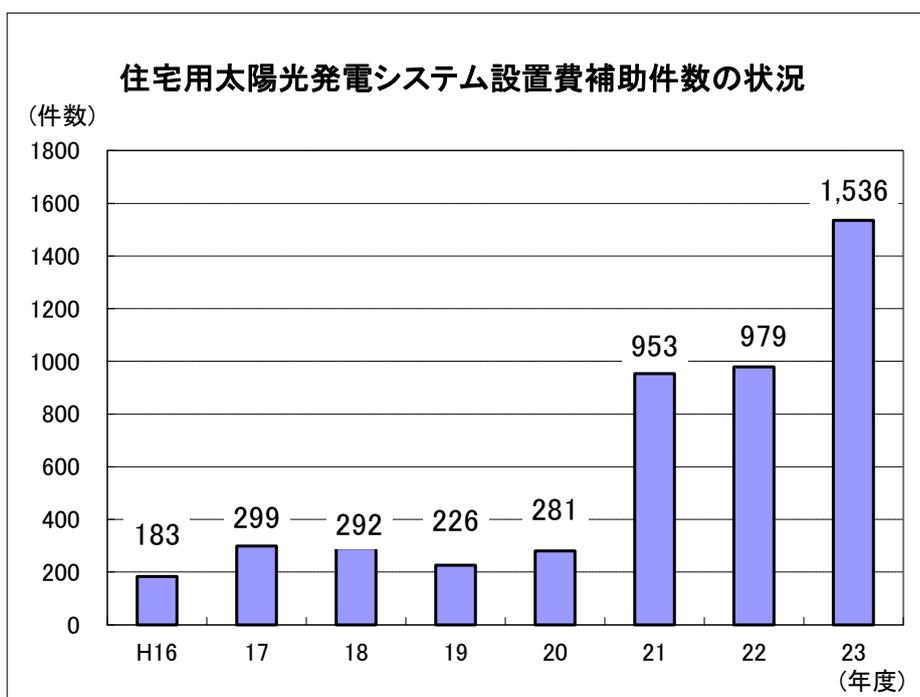
2008年度の排出量は3,423万トン-CO<sub>2</sub>で、基準年と比較して13.5%減少しました。この原因としては、2008年度後半の世界的な金融危機による景気後退の影響により、産業部門を始めとする各部門のエネルギー需要が減少したことなどが考えられます。

### (2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度

倉敷市では、晴れの国という恵まれた地域特性を活かし、環境負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るため、平成16年度より、住宅用太陽光発電システム設置者への補助事業を実施しています。補助件数は右のグラフのとおりです。

平成23年度は新築・建売住宅が1kWあたり2万円、既築・中古住宅が1kWあたり2万5千円で上限4kWの補助を行いました。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受けて、再生可能エネルギーへの関心が高まったことから、補助総額を1億3,480万円に

増やし、1,536件の補助を行いました。平成23年度末の本市内の太陽光発電システム設置件数は、中国経済産業局の調べで7,336件になりました。

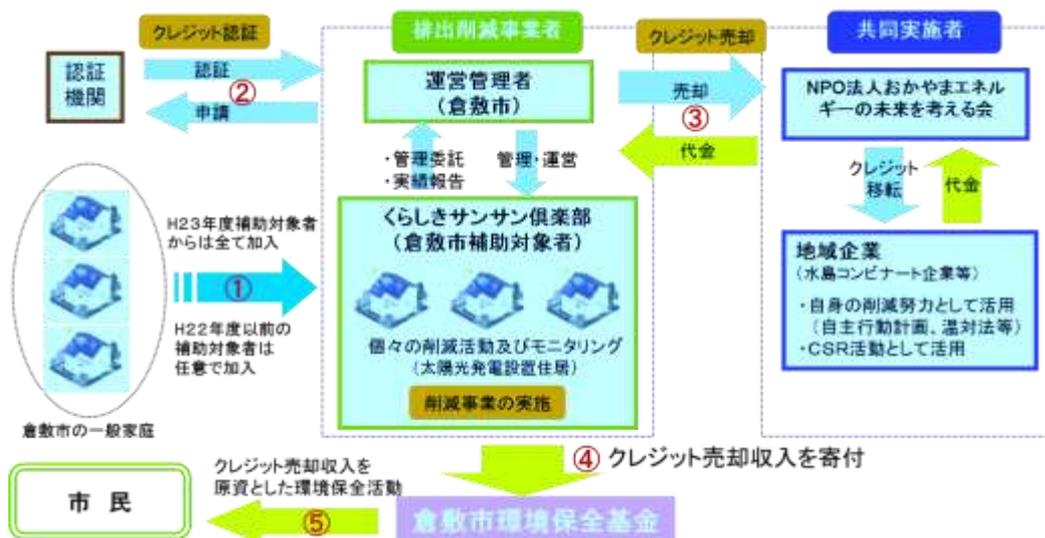


### (3) 国内クレジット制度の活用

国内クレジット制度とは、大企業等の技術や資金によって中小企業等が削減した温室効果ガス排出量をクレジット(排出枠)として認証し、大企業等の温室効果ガス削減に活用する、国が進めている制度です。

本市では、市の補助を受けて太陽光発電システムを設置した市民で構成する「くらしきサンサン倶楽部」が削減したCO2を市が取りまとめて国内クレジット化し、本市の環境学習活動を担っているNPO法人を通じて、市内の事業者へ売却しています。

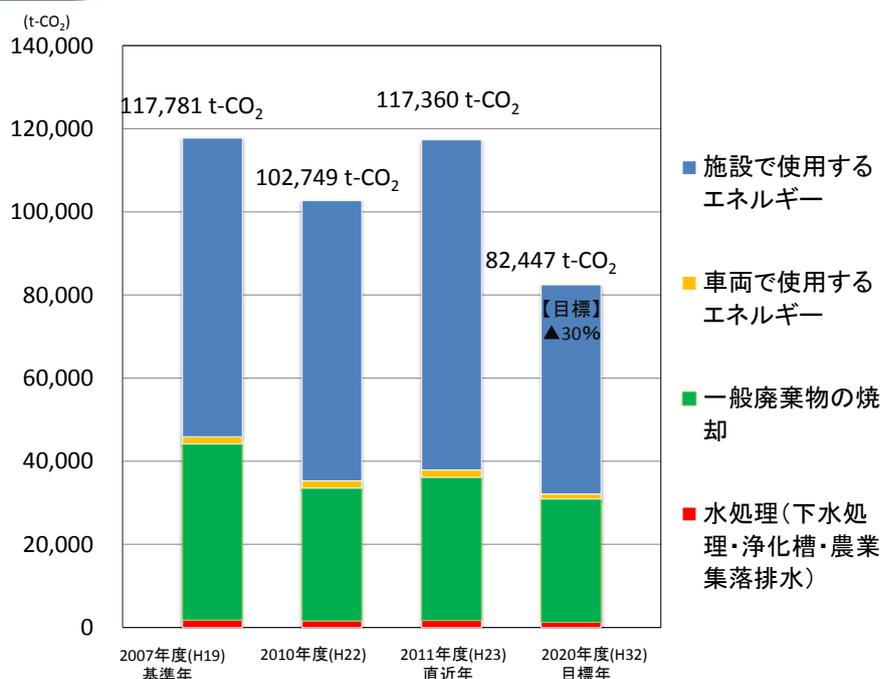
平成 23 年度は「くらしきサンサン倶楽部」のメンバーである 949 世帯の方が削減事業に取り組み、649 トンの国内クレジットを生み出し、株式会社中国銀行に全量売却しました。



### (4) 倉敷市役所の温室効果ガス排出実績

平成 23 年度の温室効果ガス排出量は、平成 19 年度（基準年）に比べると約 0.4%減少しましたが、前年度より約 14%増加しました。その理由として、新設の施設が増えてエネルギー使用量が増加したこと、電力会社の発電時の CO<sub>2</sub> 排出係数が増加したためです。

温室効果ガスの削減に向け、公共設備の緑化の推進や、再生可能エネルギー利用施設の導入を積極的に行っています。中でも太陽光発電システムは平成23年度末までの累計で352kW の発電量を確保し、他にも環境交流スクエアに太陽熱利用施設の設置も行いました。



## 9 環境教育・環境学習の推進

現在の環境問題は、企業の生産活動に伴う産業型公害から、大量の資源やエネルギーを消費するスタイル・事業活動による環境の悪化へと変わってきています。このため、市民一人ひとりの協力がなくては環境問題を解決することはできません。

そこで、倉敷市では環境問題に対する市民・事業者の意識を高めるため、広報活動・講演会・催し物の開催などの各種事業を行っています。また、受け身で話を聞くだけでなく、主体的に行動し五感をとおして学ぶことのできる体験型の環境学習も充実させていきます。

### (1) 環境イベント開催による啓発活動

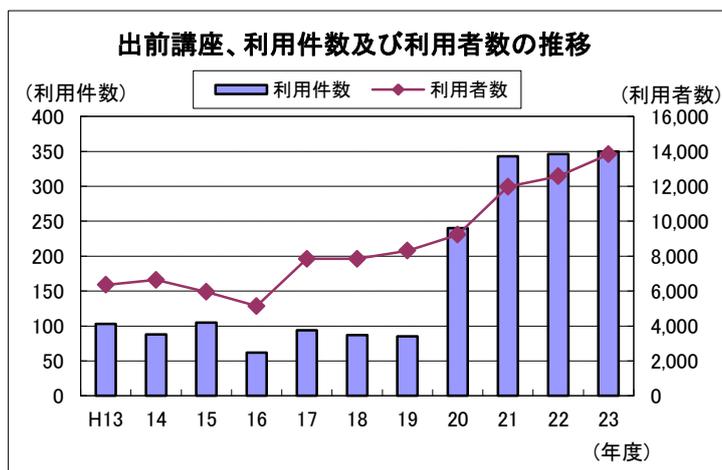
わが国では、6月は「環境月間」とされており、倉敷市では、この期間をはじめ、市民に向けて「地球温暖化防止」「自然保護」「水質保全」などをテーマに様々な啓発活動を実施しています。現在、実施している主なイベントは下表のとおりです。

分野	イベント名	実施内容
環境月間行事	くらしき環境フェスティバル	環境月間である6月に環境に関する講演会、ステージイベント、体験型コーナー、パネル展示等を実施。
地球温暖化対策	STOP温暖化くらしき	参加者に、環境問題について見て、ふれて、きいて、行動するきっかけを提供することを目的に、市民団体やNPO、行政からなる実行委員会で企画し実施。
	こどもエコライフチャレンジ	NPO法人と協働で、長期休暇前に地球温暖化やエネルギーの大切さについて学び、休み中に各自が家庭で省エネ等学んだことを実践し、成果を休み明けにグループ討議をして発表する出前講座
リサイクルの推進	リサイクルフェア	市民のリサイクルとごみ減量に対する意識を高めるために、マイ箸づくり、フリーマーケット、廃食油で石鹸作りなどを実施。
	暮らしとごみ展	ごみ問題について広く市民に現状を知ってもらうために、市本庁舎や各支所などで市内小中学生から募集したポスター等を展示。
自然保護	自然観察会	たくさんの生き物を見たり、さわったり、聴いたりして、楽しみながら身近な生き物について関心をもってもらうことを目的に市内で観察会を実施。
	サイエンス・カフェ(いきもの茶屋)	生き物を身近に感じ、関心をもってもらうきっかけとして、講師と市民がお茶を飲みながら気軽な雰囲気生き物などの話を実施。
水質保全	水辺教室	身近な水辺への関心をもってもらうことを目的に、水辺の生きもの観察を高梁川河川敷で実施。
	海辺教室	瀬戸内海の環境保全及び水質保全の大切さについて考えてもらうため、海辺の生きもの観察や海藻標本作成を実施。

### (2) 環境政策に関する出前講座等の利用状況

倉敷市では、市民の方の自主的な生涯学習活動を支援し、学習機会の充実を図るため、市職員が講師として、地域に出向いて行う出前講座を実施しています。

環境政策に関する出前講座は、身近なごみ問題から水質、大気の流れについての講座や清掃工場等の施設見学などがあります。また、これらの出前講座の利用状況は、次表のとおりであり、近年、年間利用者数は、増加傾向にあります。



## 議事 2

生物多様性地域戦略策定の進捗状況の報告は、希少野生生物の生息場所等の記載があるため、非公表といたします。

## 倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の 制限に関する条例の施行について

ポイ捨ての防止によりまちの美観を保持するとともに、路上喫煙による身体・財産への影響や被害を防ぎ、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的に、現行の条例を全部改正し「市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例」として、平成 24 年 9 月 27 日に公布し、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

### 1 主な改正点

従来 of ポイ捨ての禁止に加え、次の 2 点を追加しました。

- ①公共の道路・公園などでは、たばこを吸いながら歩いたり自転車に乗ったりしないように努める。
- ②制限区域内の公共の道路・公園などでは、指定喫煙所以外で、たばこを吸うことができない。

### 2 喫煙の制限など

市内の公共の場所では、喫煙にあたっては周りの人に配慮するとともに吸い殻を適切に処理していただくなどマナーを守って喫煙していただくことは構いません。しかし、歩行喫煙、すなわち、火のついたたばこを持ったまま、歩いたり自転車に乗ったりするなどの行為は、他人の迷惑となりますので、しないように努めてください。

さらに、人通りが多く喫煙による被害などの可能性が高いと考えられる場所を「路上喫煙制限区域」として指定します。(別図参照)

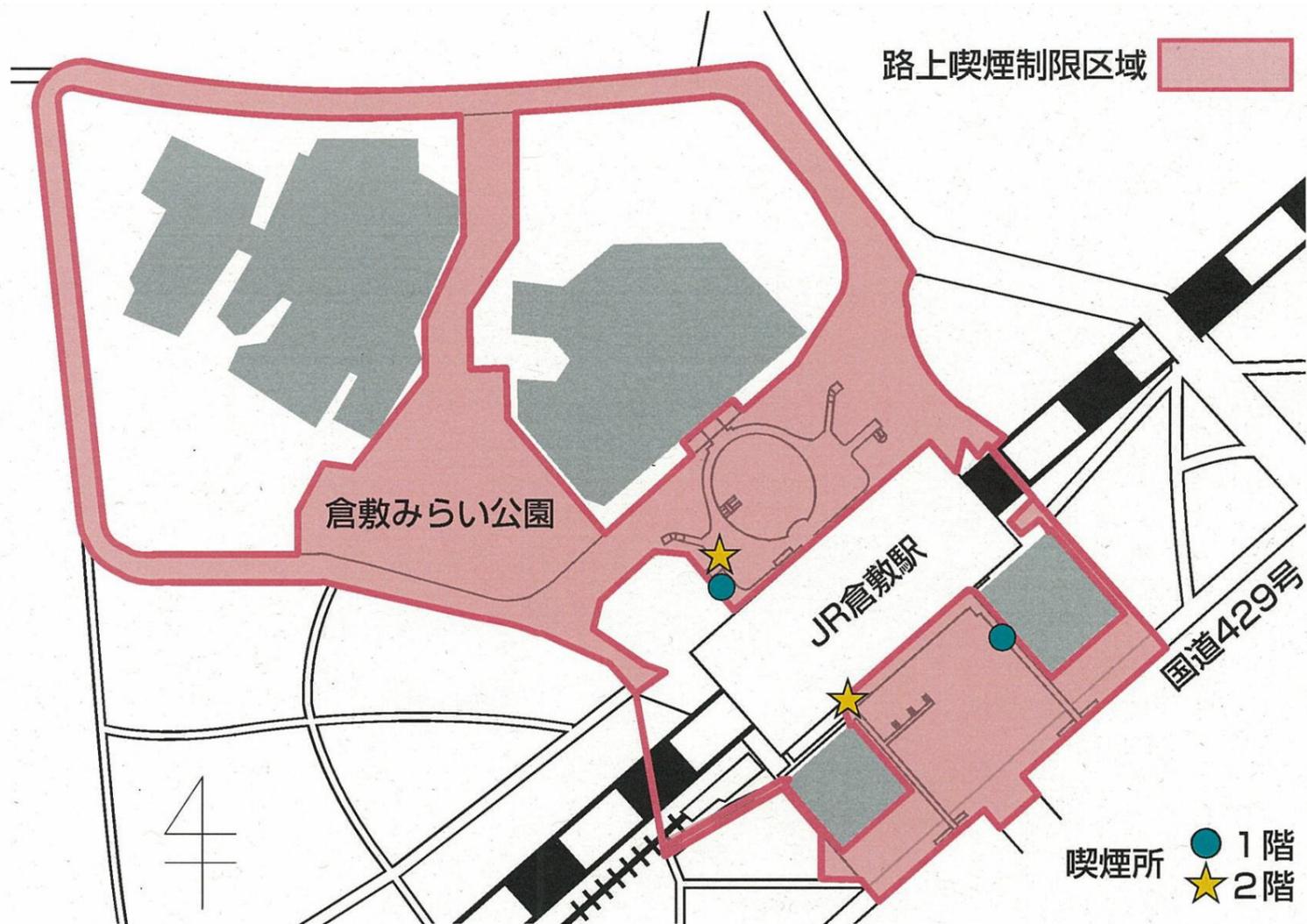
この制限区域内の公共の場所では、市が指定する 4 カ所の喫煙所以外での喫煙ができなくなります。なお、市長が指定する職員から制限区域内での路上喫煙をやめるようにとの命令に従わない場合には、1 万円以下の過料を科する旨の罰則が定められています。

### 3 今後の予定等

市内の全戸に配布される「広報くらしき」の平成 25 年 1 月号に、条例施行及び制限区域の周知・啓発記事を掲載しました。現在は、条例施行の PR ポスターを作成し、JR 倉敷駅や近隣商業施設などへ掲示をお願いしています。

今後は、チラシやポケットティッシュの配布等による市民等への周知・啓発の努めるとともに、平成 25 年 3 月末までには制限区域の表示看板と指定喫煙所等を設置する予定であり、4 月 1 日からの条例施行に備えてまいります。

# 路上喫煙制限区域・指定喫煙所(平成25年4月1日施行予定)



※赤色で塗りつぶした部分が路上喫煙制限区域内の公共の場所です。  
 この区域では、○及び☆の印の指定喫煙所を除き、喫煙できなくなります。  
 公共の場所以外での喫煙については、その施設の管理者の指示に従ってください。

南口1F



北口1F



南口2F



北口2F



倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例をここに公布する。

平成24年9月27日

倉敷市長 伊 東 香 織

### 倉敷市条例第47号

倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例

倉敷市環境美化条例（平成6年倉敷市条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、まちの美観を保持し、並びに路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防ぐため、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての防止、路上喫煙の制限等について必要な事項を定めることにより、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）紙くず等 紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他これらに類する物で、投棄され、又は散乱した状態が、まちの美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- （2）空き缶等 飲料若しくは食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- （3）ポイ捨て 紙くず等又は空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- （4）路上喫煙 公共の場所でたばこを吸うこと（火のついたたばこを持つことを含む。）をいう。
- （5）歩行喫煙 歩行中又は自転車の運転中に路上喫煙を行うことをいう。
- （6）事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （7）市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- （8）公共の場所 道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の用に供する場所をいう。
- （9）回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、条例の効果的な運用を図るとともに、事業

者及び市民等に対して、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 事業者及び市民等に対する意識の啓発及び広報に関する施策
- (2) 事業者及び市民等との協働による環境美化活動の推進に関する施策
- (3) 事業者及び市民等の自発的な活動の支援等に関する施策  
(事業者の責務)

第4条 飲料、食料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、きれいなまちづくりを推進するため、従業員に対する環境美化意識の啓発を行うとともに、事業活動を行う地域における清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。  
(市民等の責務)

第5条 市民等は、地域のポイ捨ての防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 市民等は、歩行喫煙の防止及び第14条に規定する路上喫煙制限区域における喫煙の防止並びに喫煙マナーの向上について、意識の醸成を図るよう努めなければならない。

3 市民等は、喫煙に当たっては、他人の身体及び財産に影響又は被害を与えないよう配慮するとともに、歩行喫煙をしないよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。  
(土地所有者等の責務)

第6条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、ポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ごみの散乱によって、自己の土地、建物又は工作物及びその周辺地域が清潔、安全及び快適な生活環境を損なう状況にあるときは、自らの責任において処理するよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 何人も、公共の場所においてポイ捨てをしてはならない。

- 2 何人も、自ら生じさせた紙くず等及び空き缶等を持ち帰り、又は適切な紙くず入れ、回収容器等に収納しなければならない。

(美化推進重点区域)

第8条 市長は、きれいなまちづくりを推進するため、ポイ捨て防止に係る重点的な啓発活動、広報活動、環境美化活動等の措置を講ずる必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を区切って行うことができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は取り消すことができる。
- 4 市長は、重点区域を指定し、又はその変更若しくは取消しを行おうとするときは、当該重点区域内の市民等及び事業者の意見を聴くとともに関係機関と協議するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による変更若しくは取消しを行ったときは、規則で定めるところにより、その区域を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(自動販売機の設置等の届出)

第9条 重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入りの飲料又は食料を販売しようとする事業者は、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を記載した所定の届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (5) 回収容器の材質及び容積
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、同項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 届出者は、第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届け出た自動販売機による容器入りの飲料又は食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

第10条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売している事業者は、当該自動販売機の設置されている区域が重点区域に指定されたときは、当該重点区域となった日から60日以内に、前条第1項に定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(承継)

第11条 前2条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第12条 市長は、第9条第1項若しくは第3項(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第10条第1項又は前条第2項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、当該届出者に対し、所定の届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証を貼り付けておかななければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者は、販売によって生じた空き缶等がみだりに捨てられないよう、回収容器を設置しなければならない。

2 前項の回収容器を設置した者は、当該回収容器を規則で定める基準に従い、適正に管理しなければならない。

(路上喫煙制限区域)

第14条 市長は、快適なまちづくりを推進するため、路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防止するための措置を講ずる必要があると認める区域を、路上喫煙制限区域(以下「制限区域」という。)として指定することができる。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、制限区域を指定する手続について準用する。

(路上喫煙の制限)

第15条 何人も、制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(命令)

第16条 市長又は市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）は、第7条第1項の規定に違反した者に対し、紙くず等については紙くず入れ等に、空き缶等については回収容器にそれぞれ収納し、又は自己の所持の下に置くことを命ずることができる。

2 市長は、第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出をしない者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを命ずることができる。

3 市長は、重点区域内において第13条の規定に違反した者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう命ずることができる。

4 市長又は指定職員は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 前項の規定により公表を行おうとするときは、その公表が予定される者に対し、あらかじめ、弁明の機会を付与しなければならない。

(報告の聴取等)

第18条 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、紙くず等及び空き缶等の処理並びに路上喫煙に関し、必要な質問を行うことができる。

2 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3 前2項の規定による質問及び報告の聴取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定職員に、紙くず等若しくは空き缶等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(証明書の携帯)

第20条 指定職員は、その事務の執行に当たり、常に身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 第16条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に倉敷市環境美化条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により散乱防止特定区域として指定されている区域は、倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例（平成24年倉敷市条例第47号。以下「新条例」という。）第8条の規定による重点区域とみなす。この場合において、この条例の施行の日前に行われた旧条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出は、新条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出とみなす。